

佐賀県選挙管理委員会告示第37号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p><b>第85条</b> 法第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(以下「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>宿泊料 (食事料2食分を含む。)</u> 1夜につき<u>12,000円</u></p> <p>オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u> 1日につき<u>3,000円</u></p>	<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p><b>第85条</b> 法第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(以下「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>宿泊料 (食事料2食分を含む。)</u> 1夜につき<u>23,000円</u></p> <p>カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u> 1日につき<u>4,500円</u></p>

改正前	改正後
<p>カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第1号 <u>ア、イ及びウ</u>に掲げる額</p> <p>イ 宿泊料（食事料を含まない。） 1夜につき<u>1万円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に支給することができる報酬の額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>1万円</u></p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき <u>15,000円</u></p>	<p>キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第1号 <u>ア、イ、ウ及びエ</u>に掲げる額</p> <p>イ 宿泊料（食事料を含まない。） 1夜につき<u>2万円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に支給することができる報酬の額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき <u>15,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき <u>20,000円</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の選挙運動及び政治活動取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日が公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙については、なお従前の例による。